和　解　書

[redacted]（以下「甲」という）と[redacted]（以下「乙」という）間の下記物件についての敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

東京都[redacted]号室

1. 甲は乙に対し、敷金返還請求をしない。

2. 乙は、原状回復費、修繕費等、賃貸借契約期間中及び賃貸借契約の終了時から本件物件の引き渡しまでの間に生じた一切の債権について敷金の範囲において清算し、甲に対して原状回復費用、修繕費用等の請求をしない。

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書２通を作成し、署名捺印（記名押印）のうえ各自その１通を保管するものとする。

平成23年 2月21日

甲　東京都[redacted]

京都府京田辺市山手南２丁目１－４
ハチセンビル３号館303号
甲代理人　司法書士　長谷川　聡
（認定番号　第２１３０９４号）

乙
[redacted]